

## 令和8年度税制改正による影響について

## 1 概要

令和8年度税制改正大綱が示され地方税法施行令の改正が予定されているため、以下のとおり改正します。(2026年4月1日施行)

(1) 国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。

- ①国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を67万円(現行:66万円)に引き上げる。
- ②国民健康保険税の子ども・子育て支援金課税額に係る課税限度額を3万円(新規)とする。
- ③令和8年度(2026年度)の課税限度額の合計額を113万円(現行:109万円)に引き上げる。

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円(現行:30万5,000円)に引き上げる。
- ②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円(現行:56万円)に引き上げる。

## 2 被保険者への影響(子ども・子育て支援金分は新規項目のため含んでいません)

## (1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げの影響

課税限度額に達する世帯数 及び課税限度額超過分	改正前		改正後		増減	
	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)
医療分 課税限度額:66万円→67万円	1,118	1,192,635	1,084	1,181,618	△34	△11,017
後期高齢者支援金分 課税限度額:26万円	863	377,953	863	377,953	0	0
介護分 課税限度額:17万円	713	163,861	713	163,861	0	0
<b>課税限度額超過分 計</b>	-	<b>1,734,449</b>	-	<b>1,723,432</b>	-	<b>△11,017</b>

※2025年4月1日時点の世帯数・人数を基に作成しています

## (2) 国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準の改正の影響

軽減の対象となる 世帯数・人数・軽減額	改正前		改正後		増減		
	世帯数 (件)	人数 (人)	世帯数 (件)	人数 (人)	世帯数 (件)	人数 (人)	
国保総世帯数及び総人数(A)	52,375	74,284	52,375	74,284	0	0	
7割軽減 世帯数・人数	14,839	18,232	14,839	18,232	0	0	
5割軽減 世帯数・人数 (30.5万円→31万円)	5,378	8,827	5,474	8,981	96	154	
2割軽減 世帯数・人数 (56万円→57万円)	4,898	8,100	4,980	8,243	82	143	
軽減 計	世帯数 ・人数	25,115	35,159	25,293	35,456	178	297
	総数(A)に 占める割合	47.95%	47.33%	48.29%	47.73%	0.34	0.40
<b>軽減額(千円)</b>	<b>1,121,805</b>		<b>1,127,895</b>		<b>6,090</b>		

※2025年4月1日時点の世帯数・人数を基に作成しています